(D)

習

聞き方のコツと伝え方のコ

困っている人は誰でしょう「演 ④12月13日似、あなたの周りで

認知症家族介護の

交流会を開催します。 どの思いがある方のために家族 ■ 11月14日以午後1時~3時 てもらいたい。この症状っても を誰かに相談したい、話を聞い しかして認知症かもしれないな 認知症への不安や介護の悩み

場かさしい風「健康館 一長寿いきがい課

EL89 · 5355

心の傾聴ボラン

認知症サポーター 養成講座

渡しします。 ジカードとオレンジバッジをお 症サポーターの証となるオレン を学びます。受講者には、認知 の接し方、家族の支援方法など 認知症の症状や認知症の人へ

相手」として温かく寄り添う

悩みがある人の「身近な話し

ティア養成講座

傾聴ボランティアを養成します。

場 本庁舎会議室1 定 先着10人

圕 長寿いきがい課

③12月4日月、うつ病への理解

②11月30日休、傾聴ボランティ

3 時

■ 1月15日冰午後1時30分~

/第3水曜日

防の取り組みについて

①11月2日似、自殺の現状や予

アの役割と取り組みについて、

自殺予防活動の現場から

とその対応について

图 89 5355

午後の乳がん検診

○秋田病院(Tel52-3127)/毎週金曜日

乳がん検診を午後に受診できます。

甲 希望日の1週間前までに電話で ●保健センター(Tel58-2838)

申 希望日の2週間前までに電話で

ピアカウンセリング

う場です。11月は「視覚障害」 づいた話や思いを互いに伝え合 セラーとなり、自身の経験に基 「身体障害」のピアカウンセ 障がいのある方がピアカウン

⑤12月20日冰私たちにできるこ

とを考えよう、傾聴ボランティ

ア活動紹介と交流会

午後4時まで 午後1時30分~3時30分 (5) は

場 本庁舎会議室9・10

可) 先着25人 できる方(過去の修了生は不 り、全5回のうち4回以上受講 の傾聴ボランティアに関心があ 対定 市内在住で自殺予防や心

里 11月10日金まで

圕

定 先着1人

場中央公民館

|健康づくり課 148・2838 電話で

ラーが対応します。 3 1月1日出午後1時3分~

場間 とらいあんぐる

EL 89 · 6333

FAX 89 · 6335

こころの相談会

■ 11月20日/月午後3時~4時 気持ちをお聞きします。 臨床心理士が悩み事や不安な

健康いきいきメモ

成年後見制度について

度です。成年後見制度には大き 意後見制度」の2つの制度があ く分けて「法定後見制度」と「任 という相談が増えています。 る親族がいないため困っている 談や今後の金銭管理をしてくれ 今回紹介するのが成年後見制

所などの契約手続き、不要な契 況を確認し、財産管理や施設入 成年後見人は定期的に訪問や状 庭裁判所に選任された成年後見 断能力が不十分になったあと家 約の取り消しなどの支援をしま へが本人を支援する制度です。 「法定後見制度」は本人の判

> です。 断能力があるうちに、あらかじ 契約を結び、将来に備える制度 内容)を頼むかを自分で決めて 「任意後見制度」は本人の判 (後見人) に何を (契約の

お気軽にご相談ください 手続きを支援していますので

間 権利擁護センター

北 本庁

南

二ツ井

法定後見制度 ほとんど自分で 判断できない方 判断能力が著しく 判断能力が 不十分な方 不十分な方 保佐人 補助人 後見人 裁判所が定めた重 要な契約や財産管 理の代理・判断の 確認をします。(本 をします。(本人 人の同意が必要) の同意が必要)

すべての法律行為 裁判所が定めた特 を代行します。 定の契約や財産管 理の判断の手助け 任意後見制度 100 任意後見人

本人の判断能力が不十分に

なってから、あらかじめ契約

高齢者の金銭管理に関する相 め誰

現在は判断能力が

十分な方